

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	入札説明書	3	10	3_(5)付帯事業を実施する場合の条件	駐車場の一部等を一時的に利活用する付帯事業を行うものについて確認させてください。当該付帯事業者については、参加資格要件が存在せず、構成企業(構成員又は協力企業)には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、当該付帯事業者は、基本協定の締結主体にはならず、国と当該付帯事業者との間で直接契約を結ぶ、との理解でよろしいでしょうか。	前段について、3.(4)①及び②に記載の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務のいずれかの業務に携わる企業が構成企業の対象となるため、上記いずれかの業務に携わらずに付帯事業のみを行う企業の場合は構成企業には該当しません。例えば、構成企業のうち運営企業が付帯事業を実施する場合は構成企業に該当します。後段について、付帯事業者が構成企業として参加するかに関わらず、付帯事業に係る事業契約は、国とSPCとの間で締結する必要があります。
2	入札説明書	4	26	4_(1) 応募者の構成	「応募者は、3.(4)①及び②に掲げる業務を実施する」ため、付帯事業のみを実施する企業は応募者の構成員や協力企業とはならず、参加資格申請に関する書類の提出も不要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。あわせてNo.1の回答を御参照ください。
3	入札説明書	4	26	4_(1) 応募者の構成	付帯事業のみを実施する企業は応募者の構成員や協力企業とならなくても、事業者は国から国有財産法第18条第6項に基づく使用許可を得て駐車場の利活用等を付帯事業として行うことができますか。	御理解のとおりです。あわせてNo.1の回答を御参照ください。
4	入札説明書	4	27	4_(1)_①	「応募者は、3.(4)①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること」と記載ありますが、3.(4)①及び②以外の業務(例えば、附帯業務やSPCの経理管理業務等)を実施する企業が事業者に出資することは可能という理解でよろしいでしょうか。出資が可能な場合には、3.(4)①及び②以外の業務を実施する企業は参加表明に関する書類を提出する必要はございますでしょうか。	構成員は、3.(4)①及び②に記載の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務のいずれかの業務を実施いただく必要がございますが、例えば、運営業務の主たる部分である総合的な企画及び業務遂行の管理は構成員である運営企業が実施するため、運営企業として参加し、当該業務の一貫でSPCの経営管理等を行うことは差し支えありません。この場合、構成員として参加することになるため、参加表明に関する書類の提出は必要になります。
5	入札説明書	5	4	応募者の構成	・「各業務を複数の者が共同で実施することは差し支えない」とあるが、その場合は様式4<本事業における役割>の該当箇所に、該当する企業が同一の担当業務を記載するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	入札説明書	5	4	応募者の構成	・同一の業務を複数の者が共同で実施する前提で第一次審査資料を提出し、競争参加資格の確認を受けた場合でも、実際に業務を履行する際に、一方の企業のみが実施し、他方の企業は実施しないことも差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後は提案時の内容に基づく事業の実施が求められることから、事業提案書において同一の業務を複数の者が共同で実施することが記載されているにも関わらず、事業契約締結後、一方の企業のみが業務を実施し、他方の企業は業務を実施しないことは原則としては認められませんが、個別具体の事象に応じて国が判断します。
7	入札説明書	5	12	4_(1)応募者の構成	応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、協議の上変更可能とのことですが、代表企業についても変更可能という理解でよろしいでしょうか。	代表企業は変更不可能です。
8	入札説明書	5	16	応募者の構成	・付帯事業等において対応できる企業が限られる可能性を踏まえ、競争公平性を確保するために、Aグループで応募者を構成する企業が、事業者選定でBグループが当選者となった場合、Bグループを構成する企業から業務を受任する再受者となることは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後は提案時の内容に基づく事業の実施が求められることから、個別具体の事象に応じて国が判断します。
9	入札説明書	5	18	応募者の構成	・応募者の構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業から業務を受任する再受任者となることは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	競争性が阻害されないことが明らかであれば御理解のとおりです。
10	入札説明書	6	24	(2)応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	FA業務など、設計・建設・維持管理・運営企業のいずれにも該当しない企業が参画する場合の満たすべき要件は特段ない。あるいは、p6「(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件」で宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業として参加する場合は、3.(4)①及び②に記載の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務のいずれかの業務を実施する必要がありますが、例えば、運営企業として参加し、当該業務の一貫でFA業務等を行うことは差し支えありません。
11	入札説明書	6	39	4_(2)_⑤	「地方支部局掌握の…指名停止の取扱いについて」及び「国土交通省…指名停止の取扱いについて」に基づく指名停止を受けていないことは、第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間においてという理解でよろしいでしょうか。開札の日以降は指名停止によって参加資格が失われることは無いという理解です。	御理解のとおりです。
12	入札説明書	8	3	4_(3)_④	本業務は、性能面に加え工事費等も踏まえた提案が必要とされます。そのため、設計業務においては、工事計画面とも密接な関わりをもって進めるため、設計業務の管理技術者を技術面や国の監視対応を支援協働する「管理技術者補佐（設計業務の管理技術者で規定された実績を有する）」を設定して宜しいでしょうか。	よろしいです。
13	入札説明書	9	8	4_(3)_⑦_エ実績要件	構造主任担当技術者と構造監理主任技術者は兼務可能でしょうか？兼務できない場合、有資格者の選定が困難となります。	兼務可能です。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
14	入札説明書	9	10	4_(3)_⑦_エ実績要件(A)	「基本設計及び実施設計を含む業務」の証明として、契約書の業務名称に、「基本設計・実施設計」との記載がありましたら、その要件を証明する「仕様書」等の添付は、不要との認識でよろしいでしょうか。	(様式6-2)「◆第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」に記載のとおり、業務カルテ情報で確認ができる場合を除き、基本設計及び実施設計を実施したことが確認可能な業務仕様書等の資料を添付してください。
15	入札説明書	9	10	4_(3)_⑦_エ実績要件	書面中の”基本設計及び実施設計業務”について、UR都市機構の発注による設計業務の「基本設計・工事費算定用設計」の実績で、工事費算定用設計は実施設計と同等であることから、実績として宜しいでしょうか？	工事費算定用設計が実施設計と同等であることがわかる業務仕様書等の資料を添付してください。提出された資料の内容をもとに同等であるか判断します。
16	入札説明書	9	20	4_(3)_⑦_エ実績要件	電気設備主任担当技術者と電気設備監理主任技術者は兼務可能でしょうか？兼務できない場合、有資格者の選定が困難となります。	兼務可能です。
17	入札説明書	9	24	4_(3)_⑦_エ実績要件(B)	「電気設備主任担当技術者：工事種目 電灯設備及び火災報知設備」とありますが、工事種目が、「仕様書」では詳細に記載されていない場合、設計業務において、本工事種目は、業務として通常含まれておりますので、その要件を証明する「図面」等は、不要との認識でよろしいでしょうか。	(様式6-2)「◆第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」に記載のとおり、実績で求められる要件が確認できる図面・資料等を添付してください。
18	入札説明書	9	27	4_(3)_⑦_エ実績要件	機械設備主任担当技術者と機械設備監理主任技術者は兼務可能でしょうか？兼務できない場合、有資格者の選定が困難となります。	兼務可能です。
19	入札説明書	9	31	4_(3)_⑦_エ実績要件(C)	「機械設備主任担当技術者：工事種目 空気調和設備及び給排水設備」とありますが、工事種目が、「仕様書」では詳細に記載されていない場合、設計業務において、本工事種目は、業務として通常含まれておりますので、その要件を証明する「図面」等は、不要との認識でよろしいでしょうか。	(様式6-2)「◆第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」に記載のとおり、実績で求められる要件が確認できる図面・資料等を添付してください。
20	入札説明書	9	32	4_(3)_⑦_オ	管理技術者及び各分担業務担当技術者は互いに兼務ができませんが、各分担業務担当技術者が、工事監理企業としての各分担業務分野の監理主任技術者の資格要件も満たす場合は兼務ができるということではよろしいでしょうか。兼務できない場合、設計・工事監理企業の負担が大きくなり、事業エントリーが困難になる一因となりかねません。	兼務可能です。
21	入札説明書	12	15	4_(4)_⑤	技術者の配置について『次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できることとし、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。』との記載となっております。「ア. 建築工事」「イ. 電気設備工事」「ウ. 暖冷房衛生設備工事」について、主任技術者又は監理技術者をそれぞれの工事に1名ずつ計3名を配置するという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	入札説明書	12	15	4_(4)_⑤	技術者の配置について『次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できることとし、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。』との記載となっております。「イ. 電気設備工事」「ウ. 暖冷房衛生設備工事」は工事の段階によっては作業が無い又は少ない状況が考えられますが、工期の全てにおいて専任が必要になりますでしょうか。	専任の要否については「監理技術者制度運用マニュアル」に従います。
23	入札説明書	12	33	4_(4)_⑤_(ア)技術者配置	・建設工事（建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事）について、甲型・乙型いずれのJV組成もせず、いずれの建設工事についても工事実績・経営事項評価点数を有している会社が単独で建築一式工事として応募する場合、建築工事で実績・資格の有している技術者（監理技術者）を配置すれば、電気設備工事及び冷暖房衛生設備工事においては、建設業法上の配置予定技術者（監理技術者）は不要と考えてよろしいでしょうか。昨今の建設技術者の人手不足の状況を鑑み、競争原理・公平性を保つためにも、是非検討をいただきたい。	単独で建築一式工事として応募する場合の取扱いについては、後日別途提示します。
24	入札説明書	13	9	4_(4)_⑤_(ア)技術者配置	・「同種工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合明示した同種工事の経験の対象となる施工期間においてすべての期間に従事していること」とあるが、CORINS登録が無の工事の場合、従事の証明は「資料-4_P5_②_iii」に記載がある、申請者が作成した従事証明書でよろしいでしょうか。	よろしいです。
25	入札説明書	16	20	4_(5)_⑦	「工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。」とのことですが、各監理主任技術者は各設計主任技術者と兼務可能という認識でよろしいでしょうか。	兼務可能です。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
26	入札説明書	16	21	4_(5)_⑦	工事監理者は管理技術者との兼務は認めないと記載がございますが、この文章中に記載のない、総合主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者につきましては、工事監理者との兼務を認めるということでしょうか。	兼務可能です。
27	入札説明書	17	35	4.(7)運営企業の参加資格要件	運営企業のうち、福利厚生サービス提供業務のみを行う企業においても、当該要件(特に①)の参加資格要件を満たしている必要がありますでしょうか。	福利厚生サービス提供業務の総合的な企画及び業務遂行の管理である運営業務の主たる部分は、4.(7)①～③の参加資格要件を満たす運営企業が担う必要がありますが、主たる部分以外は福利厚生サービス提供業務のみを行う企業(売店運営業務及び自動販売機運営業務を実際に運営する企業)である第三者に委任することを可能としており、構成企業以外が運営することは妨げないため、福利厚生サービス提供業務のみを行う企業が4.(7)①～③の参加資格要件を満たすことは必須ではありません。
28	入札説明書	18	4	4.(7)運営企業の参加資格要件	運営業務を複数の運営企業が分担する場合、いずれも上記①、②の条件を満たしていることとありますが、福利厚生サービスを行う運営企業は、②の警備業法4条の認定を有してなくて良いとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
29	入札説明書	20	30	8 本入札説明書に対する第一回質問 他	・入札説明書に対する質問が計3回及び特定資料に関する質問が計2回の質問機会を設定いただきありがとうございます。各質問は提出期間を指定されていますが、各質問機会毎に、提出期間内であれば複数回質問提出が可能と考えております。各質問毎に、回答方法・回答予定日が記載されていますが提出期間内で早期に提出した質疑については、早期に回答いただく事を検討いただきますようお願いいたします。	各質問への回答は入札説明書に記載の回答予定日を予定しています。
30	入札説明書	29	29	22_(3)_② 第二次審査	・入札参加資格申請の作成に関して、必要費用面での検討が必要となるため質疑いたします。ヒアリングに際しては、提出した提案書をもとに対応し模型・動画等を用いての対応は行えないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	提出した提案書を審査の対象とし、模型・動画等の使用は現時点では認めない予定です。
31	(資料-1) 事業契約書(案)	13	3	第30条 二 物価等の変動に基づく本件工事費の改定	「予期することができない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件工事費が著しく不相当となった場合」とありますが、国土交通省「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条※第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル」に則りインフレスライド協議を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	協議が必要な時点での状況等にもよるため、その時点での個別具体の事象に基づき国が判断します。
32	(資料-4) 提出書類の記載要領	1	8	2入札参加表明書、第一次審査資料について	応募者名は、特段決まりはなく、事業者にて自由に設定可能という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	9	1_2_(1)_ア入札参加表明書	入札参加表明書は代表企業のみ提出でしょうか。あるいは、構成員や協力企業も提出が必要でしょうか。	入札参加表明書は代表企業からの提出です。
34	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	9	1_2_(1)_ア入札参加表明書	入札参加表明書の「応募者名」には、複数企業で構成する「応募者」を表す名称を、「応募者」で任意に決めて、記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	10	1_2_(1)_イ応募者の構成員及び協力企業の役割分担表	様式4及び様式5に記載する構成員及び協力企業の情報は本社の情報とする必要がありますか。構成員や協力企業の本社等から支社等へ委任する場合の様式がないため確認いたしました。	構成員や協力企業の本社等から支社等へ委任する場合は、様式5(※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式)の内容を適宜修正頂き、提出して下さい。委任状提出の場合は、受任者の情報を記載して下さい。
36	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	14	第1_2_(1)_ウ委任状	代表企業の代表者名について、貴局への入札参加資格申請時に代表者から代理人への委任状を提出している場合、各手続きは代表者から委任を受けている代理人名で行い、様式5のうち追加様式は不要と考えてよろしいでしょうか。	本PFI事業の発注手続きにおいては既提出の委任状は認められません。代表企業において、代表者から代理人に委任を行うには、本PFI事業に限り有効な様式5(※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式)の提出が必要です。
37	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	14	第1_2_(1)_ウ委任状	構成員・協力企業→代表者の委任状について、構成員・協力企業の代表者名を社長ではなく、支店長などの名義とする場合、様式5のうち追加様式の委任状にて委任すればよろしいでしょうか。委任が許される場合、貴局への入札参加資格申請時に代表者から代理人への委任状を提出していれば、代表者から委任を受けている代理人名で行い、様式5のうち追加様式による委任状は不要と考えてよろしいでしょうか。	委任状については、No.35の回答をご参照ください。既提出の委任状の扱いについては、No.36の回答をご参照ください。
38	(資料-4) 提案書類の記載要領	1	14	第1_2_(1)_ウ委任状	構成員・協力企業→代表者の委任状について、構成員・協力企業が1枚の様式に連名で捺印する形式となっておりますが、構成員・協力企業ごとに委任状を作成してもよろしいでしょうか。	よろしいです。その場合は、(様式5)一式を構成員及び協力企業の社数分、各々で作成し、代表企業がとりまとめて提出してください。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
39	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1_2_(1)_ウ委任状	様式5のうち、構成員と協力企業が押印するページと受任者を記載するページは関連があると思われませんが、ホチキス等もせずに重ねて第一次審査資料の中に綴じ込むだけでよろしいでしょうか。	よろしいです。
40	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	1_2_(1)_ウ委任状	様式5は構成員、協力企業が連名で記名・押印するようになっておりますが、企業ごとに様式を分けて作成してもよろしいでしょうか。	No.38の回答をご参照ください。
41	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	1_2_(1)_ウ委任状	様式5について、構成員や協力企業からの受任者の「商号又は名称」「所在地」「代表者名」欄は、代表企業の支社等へ委任する場合についても、代表企業の本社等の情報を記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	1_2_(1)_ウ委任状	「様式5※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式」については、代表企業の本社から、代表企業の支店へ委任する場合、委任者欄は代表企業の本社の情報を記載し、受任者欄に代表企業の支店の情報を記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
43	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	1_2_(1)_ウ委任状	「様式5※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式」を提出し、代表企業の本社から、代表企業の支店へ委任した場合、様式3、4、6、7、8に記載する代表企業の「商号又は名称」「所在地」「代表者名」欄は、代表企業の支店の情報を記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	1_2_(2)_ウ委任状	弊社では本社から支店への権限移譲について年間委任状を提出しております。本件において別途「様式5※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式」を提出する必要があるでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
45	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	入札参加表明書、第一次審査資料	・第一次審査資料においては、様式5委任状の他に記名押印が必要な資料はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1_2_(1)_ウ委任状	・本社から支店への委任状について、既に年間の委任状を中国地方地方整備局へ提出している場合も必要でしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
47	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	ア 競争参加資格確認申請書	様式6-1競争参加資格確認申請書の中に以下の確認事項があります。 ・「応募者名」とありますが、応募者グループ（コンソーシアム）の名称を記載するので宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	ア 競争参加資格確認申請書	様式6-1競争参加資格確認申請書の中に以下の確認事項があります。 ・「本件責任者」とありますが、コンソーシアムに参画している各企業代表者ということで宜しいでしょうか。	押印省略にかかる記載事項となりますので、代表企業の本件にかかる担当責任者を記載してください。
49	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	ア 競争参加資格確認申請書	様式6-1競争参加資格確認申請書の中に以下の確認事項があります。 ・「確認するための資料」とありますが、維持管理企業に求められる参加資格要件は、「令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者」と記載の通り、この写しを添付すれば宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	1_2_(2)_ア競争参加資格確認申請書	様式6-1を全ての構成員及び協力企業が提出する必要があるでしょうか。	代表企業が提出する書類です。
51	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	1_2_(2)_ア競争参加資格確認申請書	様式6-1を構成員や協力企業が提出する場合でも、「(代表企業)商号又は名称」「所在地」「代表者名」の箇所には、代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。	No.50の回答をご参照ください。
52	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	1_2_(2)_ア競争参加資格確認申請書	様式6-1を構成員や協力企業が提出する場合、「本件責任者」の箇所は当該構成員や協力企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。	No.50の回答をご参照ください。
53	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	1_2_(2)_ア競争参加資格確認申請書	様式6-1を構成員や協力企業が提出する場合、「担当者」の箇所は当該構成員や協力企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。	No.50の回答をご参照ください。
54	(資料-4)提案書類の記載要領	2	1	1_2_(3)_ア維持管理業務に必要な資格に関する書類	様式7は、「(代表企業)商号又は名称」「所在地」「代表者名」「本件責任者」「担当者」について、全て応募者の代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
55	(資料-4) 提案書類の記載要領	2	1	1_2_(3)_イ運営業務に必要な資格に関する書類	様式8は、「(代表企業) 商号又は名称」「所在地」「代表者名」「本件責任者」「担当者」について、全て応募者の代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
56	(資料-4) 提案書類の記載要領	3	31	2_(3)_ノ	各技術者の実績が同一案件であった場合、「様式9~11における業務実績、同種工事の実績、施工経験を証明する書類」は、証明資料1部を添付するとして宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
57	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	1	2_(3)_ノ_a_ - ①_当該業務のPUBDISの「業務カルテ情報」への登録を有と記載した場合	『関わった分担業務分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準ずるものを添付』とありますが、デジタル改革関連法案に伴い、押印・書面手続の見直しが普及しているため、発注者の押印がない場合は、「所属する企業によって証明した業務体制表、業務従事証明書」も可との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
58	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	3	1_2_(3)_ノ	書面中の”②PUBDISの「業務カルテ情報」へ登録を無と記載した場合”の民間実績において、提出書類は以下と考えて宜しいでしょうか？ 1) 業務体制表：設計業務時に作成した担当者名を記載した体制表 3) 業務従事証明書：所属する企業が発行(代表者押印) する書面	第1_2_(3)_ノ_②に記載しているi)からiv)のすべての資料が必要です。なお、業務体制表及び業務従事証明書については、関わった分担業務分野と立場が記載された資料であればよろしいです。
59	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	19	又_a_③共通	様式9及び11の様式中に記載がある「各用途の合計面積がわかる面積計算書」とは、複合用途施設以外を記載する場合は資料-4_4ページ目_20行目のi)を提出すればよく、複合用途施設を記載する場合は同22行目のii)を提出すればよい、という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。 (※項目「又_a_③共通」は「ノ_a_③共通」に読み替えて回答しています。)
60	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	20	2_(3)_ノ_a_ - ③共通	「実績で求められる要件(構造、規模(延べ面積)、用途)が確認できる施設の図面・資料等」ですが、「図面に記載している規模(延べ面積)」と「PUBDIS・確認済証に記載している規模(延べ面積)」に差異がある場合は、「PUBDIS・確認済証に記載している規模(延べ面積)」を正として記載するとの認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
61	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	20	2_(3)_ノ_a_ - ③共通	「実績で求められる要件(構造、規模(延べ面積)、用途)が確認できる施設の図面・資料等」ですが、該当する図面・資料等とは、「一般図(施設概要・平面図・立面図・断面図)」程度との認識でよろしいでしょうか。	求める図面の種別の指定はありません。実績で求められる要件が確認できる図面・資料等を添付してください。
62	(資料-4) 提案書類の記載要領	4	29	2_(3)_ノ_a_ ③_iii)	様式11_施設(工事)が完了していることが確認できる資料として、実績要件の業務が完了している証明書「仮使用認定申請書」及び「仮使用認定通知書」を添付することも宜しいでしょうか。(※実績要件業務の工事は完了し検査も完了しているが、実績要件外の工事(外構等)を継続しており「検査済証」が取得できていないため、「仮使用認定申請書」・「仮使用認定通知書」にて代用することは可能でしょうか。)	よろしいです。
63	(資料-4) 提案書類の記載要領	5	10	2_(3)_ノ_b_②従事証明書	・従事証明について定められている書式はありますか。 無い場合、記載必須項目はありますか。	定められた書式はありませんが、従事期間が確認できることが必要です。
64	(資料-4) 提案書類の記載要領	5	10	2_(3)_ノ_b_②従事証明書	・従事証明について証明者は参加申請の申請と同一の必要がありますでしょうか。	施主などの第三者による証明の場合では、同一である必要はありません。
65	(資料-4) 提案書類の記載要領	5	10	2_(3)_ノ_b_②従事証明書	・従事証明について証明者の押印は必要でしょうか。	申請者が証明した従事証明書の場合には不要です。
66	(資料-4) 提案書類の記載要領	5	10	2_(3)_ノ_b_③協定書	・異工種建設工事共同企業体でない場合も、共同企業体での実績であれば協定書の提出は必要でしょうか。	入札説明書4.(4)④の要件を満たすことが確認できる書類の提出が必要です。
67	(資料-4) 提案書類の記載要領	5	13	又_b_③共通	様式10の様式中に記載がある「各用途の合計面積がわかる面積計算書」とは、複合用途施設以外を記載する場合はCORINS等建物の延べ床面積がわかる資料を提出すればよく、複合用途施設を記載する場合は資料-4_5ページ目_18行目のiii)を提出すればよろしいでしょうか。	よろしいです。
68	(資料-4) 提案書類の記載要領	6	1	2_(3)_ノ_h_b健康保険被保険者証	・配置予定技術者の3ヶ月以上の雇用関係を示す書類として「雇用保険被保険者証」も有効でしょうか。	有効です。
69	(資料-4) 提案書類の記載要領	34	1	5_(3)_エ提出書類	・表明書の書式は「必要事項の記載、従業員代表と給与又は経理担当者の押印」があれば指定書式でなくても可能でしょうか。また、この場合、写しの提出でも可能でしょうか。	指定の様式(様式17又は様式18)以外は不可です。

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
70	(資料-4) 提案書類の記載要領	34	1	5_(3)_エ提出書類	・入札参加者が加点を受けるには構成する全ての企業による表明が必要とあり、「共同企業体として競争参加する場合は全構成員の賃金引上げの表明書を提出すること」とあるが、これは工事について共同企業体を組成する場合を指しているのでしょうか。それとも設計業務等の全ての構成員・協力企業について提出の必要があるのでしょうか。	加点を受けるには、工事・業務を問わず共同企業体を構成する全ての企業による表明書の提出が必要です。
71	(資料-4) 提案書類の記載要領	38	7	2_2 企業名の記載	今回参加資格申請をせず、代表企業、構成員及び協力企業から業務の一部を受託する企業については、第二次審査資料に企業名を記載できるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
72	(資料-4) 提案書類の記載要領	39	12	第2_5編集方法_ウ	第一次審査資料の編集方法はA4縦長左綴じとすることとなっていますが、全ての資料の左側に綴じ込み用のパンチ穴を開けてフラットファイルに綴じ込むという方法でよろしいでしょうか。	よろしいです。
73	(資料-4) 提案書類の記載要領	39	18	第一次審査資料の提出	・第一次審査資料はCD-R等を用いて電子データを提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
74	(資料-4) 提案書類の記載要領			様式4	FA業務など、設計・建設・維持管理・運営企業のいずれにも該当しない企業が構成員または協力企業として参画する場合でも、様式4「応募者の構成員及び協力企業の役割分担表」への記載は不要との理解で宜しいでしょうか。必要となる場合、「本事業における役割」でチェックする業務がございませんが、どのように記載すれば宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業として参加する場合は、3.(4)①及び②に記載の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務のいずれかの業務を実施いただく必要がございます。FA業務のみを担当する場合は構成員及び協力企業には該当しないため、記載は不要です。あわせてNo.10の回答をご参照ください。
75	(資料-6) 基本協定書(案)	8	1	別紙1 設立時の出資者一覧	『出資者(その他の出資者)』とありますが、当該その他の出資者は、参加資格要件が存在せず、構成企業(構成員又は協力企業)には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
76				様式(5) 委任状	(様式5)は「代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式」との記載ですが、構成企業が本社と異なる支店等による所在地・代表者にて参加を行う場合は、構成企業や協力企業においても本様式の提出は必要との解釈で宜しいでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
77					(様式5)は「代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式」との記載ですが、構成企業が本社と異なる支店等による所在地・代表者にて参加を行う場合は、構成企業や協力企業においても本様式の提出は必要との解釈で宜しいでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。